

## ○学校法人加計学園個人情報保護規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、個人の情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、学校法人加計学園（以下「学園」という。）は、学園が設置する岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、千葉科学大学、岡山理科大学附属高等学校、岡山理科大学附属中学校、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校（以下「設置校」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理等を図り、個人の権利利益及びプライバシーを保護することを目的とする。

2 学園における保有個人情報等の取扱いに関しては、法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他関係法令の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

ア 現在及び過去における学園の教職員等及び設置校の学生・生徒等並びにその学生・生徒等の保証人（保護者等）その他設置校を志望した学生・生徒に関する情報であつて、学園が業務上取得し、又は作成したもののうち、氏名、生年月日その他記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番

号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの  
イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (3) 要配慮個人情報 第2条第1項第1号に定める個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することが出来ないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することが出来ないようにしたものをいう。
- ① 第1項第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除又は復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えたもの
- ② 第1項第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部又は復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えたもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 教職員等 学園の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある職員（正職員、嘱託職員、契約職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、理事、監事、評議員、派遣社員等も含まれる。
- (7) 情報主体 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (8) 記録文書 学園において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等をいう。

(責務)

第3条 学園は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない

い。

- 2 学園の教職員等は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第4条 学園は、第1条に掲げる目的を達成するため、学園全体における個人情報保護のために、個人情報に関する統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事長をもってこれに充てる。

- 2 統括責任者の職務を補佐するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。
- 3 管理者は、法人本部事務局長、設置校の長及び設置校の事務局長相当の管理職をもって充てる。
- 4 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集、利用、提供及び管理並びに情報主体からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。
- 5 所管情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

## 第2章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 学園に、教職員等の個人情報の保護にかかわる事項を審議する加計学園個人情報保護委員会（以下「学園委員会」という。）を置くとともに、それぞれの設置校に学生・生徒等の個人情報の保護にかかわる事項を審議する設置校個人情報保護委員会（以下「設置校委員会」という。）を置くものとする。

(審議事項)

第6条 学園委員会及び設置校委員会（以下「各委員会」という。）は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する施策に関する事項
  - (2) 管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
  - (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項
- 2 各委員会は、前条に規定する事項について審議する場合においては、必要に応じ、関係する部局又は部署に対し、意見を求めることができる。

(組織)

第7条 学園委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 法人本部事務局長
- (3) 法人総務部長
- (4) 理事長の指名する者

2 設置校委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学
  - ア 学長
  - イ 事務局長、庶務部長、教務部長及び学生部長
  - ウ 学長の指名する者
- (2) 附属高等学校
  - ア 校長及び教頭
  - イ 事務部長、生徒部長及び教務部長
  - ウ 校長の指名する者
- (3) 附属中学校
  - ア 校長及び教頭
  - イ 事務長、生徒課長及び教務課長
  - ウ 校長の指名する者
- (4) 専門学校
  - ア 校長及び副校長
  - イ 事務長、学科長及び教務課長
  - ウ 校長の指名する者

3 第25条に規定する不服申立てに、直接関連あると各委員会が認めた委員は、当該不服申立ての審議に加わることができない。

(委嘱及び任期)

第8条 各委員会の委員は、理事長が委嘱する。

2 前条第1項及び第2項に規定する委員の任期は、2年とし、再任は、妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 各委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の中から統括責任者及び管理者が協議の上選出する。

- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 各委員会は、委員長が招集する。

- 2 各委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 各委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 各委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第11条 学園委員会の事務は法人総務部法人総務課において、各設置校委員会の事務は庶務課又は事務室において行う。

### 第3章 個人情報の収集、利用及び提供の制限

(収集の届出)

第12条 学園の業務遂行上、新たに個人情報を収集するときは、管理者は、あらかじめ次の各号を各委員会に届け出て、承認を得なければならない。

- (1) 個人情報の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の収集の対象者
  - (4) 個人情報の収集方法
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の記録の形態
  - (7) その他各委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者は、あらかじめこれを各委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(収集の制限)

第13条 個人情報の収集は、学園の教育・研究及び業務に必要な範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

- 2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

- 3 個人情報の収集は、情報主体から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。
- (1) 法令の規定に基づくとき。
  - (2) 情報主体の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときであって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
  - (5) その他管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めたとき。
- 4 個人情報を第三者から収集するときは、情報主体の権利利益及びプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。
- 5 前3項にかかわらず、要配慮個人情報の取得は、あらかじめ情報主体の同意を得た上で行われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令の規定に基づくとき。
  - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときであって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 本人、国の機関、地方公共団体、法76条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定める者により公開されているとき。
  - (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令に定めがあるものに該当すると統括責任者が認めるとき。
- 6 個人情報を含む情報インターネット等により公にされている場合であって、これの転記等を行わず、それらの情報を単に閲覧するに過ぎないときは、個人情報を取得しているとは解しないものとする。
- (利用及び提供の制限)

第14条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は提供してはなら

ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき。
  - (2) 情報主体の同意があるとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときであって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (6) 当該個人情報を保有する機関・部署内において利用し、又は他の機関・部署に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、情報主体の権利利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが、管理者において明白であるとき。
  - (7) その他前章に規定する各委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。
- 2 管理者は、個人情報を取得した場合においては、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 管理者は、利用目的を変更した場合においては、その旨を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより学園の権利又は正当な利益を害するおそれのある場合
  - (3) 国又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (4) その他取得の状況から、当該利用目的が明らかであると管理者が認めた場合
- 5 管理者は、第1項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、又は学園の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求

めるものとする。

(目的外利用及び提供の届出)

第15条 管理者は、前条第1項ただし書の規定により、個人情報を収集された目的以外のために利用又は提供したときは、速やかに各委員会に届け出なければならない。

#### 第4章 個人情報の管理、委託等

(適正管理)

第16条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、所管情報を、その目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

(情報システムにおける個人情報の管理)

第17条 設置校のネットワーク委員会規程等に規定する情報システムの管理・運用に係る管理者が、業務遂行上、個人情報を取り扱うときは、当該個人情報に係る管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 前項の情報システムの管理・運用に係る管理者は、個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。

(委託に伴う取扱い)

第18条 学園が、個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 個人情報の保護が、十分保証できるものであること。
- (2) 処理方法が、当該個人情報又は記録媒体の性質に照らして適切であること。
- 2 外部委託を行う場合には、当該契約において、次に掲げる受託者が講ずべき措置事項を明記し、個人情報の適正な取扱いについて明らかにしなければならない。
  - (1) 個人情報の機密保持に関する事項
  - (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
  - (3) 再委託の禁止に関する事項
  - (4) 個人情報の複写及び複製に関する事項
  - (5) 情報提供の返還義務に関する事項
  - (6) 事故発生時における報告義務に関する事項



(7) 前各号に掲げる事項に違反又は行った場合の措置及び損害賠償義務に関する事項

3 前項に規定する契約を締結するに当たっては、管理者は、あらかじめその契約書案の写しを当該各委員会に届け出て、統括責任者の承認を得なければならない。

4 第2項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第19条 前条第1項及び第2項の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合についても準用する。

#### 第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第20条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 管理者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 本人の求めを受け付ける方法

- 3 管理者は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 管理者は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供)

第21条 外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の情報主体の同意を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 当該第三者が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
- (2) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

2 前条に定める第三者への提供手続きは、外国にある第三者への提供については認めない。ただし、第三者が前項ただし書のいずれかの場合に該当するときは、前条の適用を認める。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第22条 管理者は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び当該個人データの項目に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第20条第1項各号のいずれか）

に該当する場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。  
(第三者提供を受ける際の確認等)

第23条 管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、管理者が同項の規定による確認を行う場合において、管理者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 管理者は、第1項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、第1項各号に掲げる事項及び当該個人データの項目に関する記録を作成しなければならない。

- 4 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

## 第6章 個人情報の開示及び訂正

(届出事項の閲覧)

第24条 学生、教職員等は、本人であることを明らかにして、第12条の規定によって承認された事項及び第15条の規定によって届け出られた事項を閲覧することができる。

(自己情報の開示請求)

第25条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、次に掲げる当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他設置校の委員会が必要と認めた事項

- 3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開

示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示を拒否することができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。
- (2) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 開示をすることにより、学園の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

(開示の決定)

第26条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 前項の場合において、管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第27条 個人情報の開示の方法は、当該文書の閲覧又は写しの交付をもって行うものとする。この場合において、個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した書面の閲覧又は交付により行うことができる。

- 2 前項に規定する方法による閲覧又は交付が困難である場合においては、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正又は削除の請求)

第28条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正又は削除の請求をすることができる。

- 2 前項に規定する請求の方法については、第12条第1項の規定を準用する。
- 3 管理者は、第1項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

## 第7章 不服の申立て、措置

(不服の申立て)

第29条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、設置校の委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、次に掲げる事項を明記した文書を、当該管理者を経て、各委員会あてに提出するものとする。

- (1) 苦情の申立てを行う者の所属及び氏名

- (2) 苦情申立て事項
- (3) 苦情申立て理由
- (4) その他各委員会が必要と認めた事項

3 各委員会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。  
この場合において、各委員会は、必要に応じ、不服申立人、当該機関・部署の教職員等その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 各委員会は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。  
(苦情処理)

第30条 管理者は、個人情報取扱いにつき苦情の申立てがあったときは、速やかに統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項に規定する報告があったときは、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 統括責任者は、前項に規定する処理を委員会に付託することができる。

(漏えい等の事故に際しての措置)

第31条 管理者は、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの事故（以下「漏えい等」という。）が発生し、又はその発生が疑われるときは、速やかに統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、漏えい等が発生し、又はその発生が疑われるとの報告があったときは、管理者に、必要な措置をとるよう命じなければならない。

3 前項の規定は、漏えい等が発生し、又はその発生が疑われることを学外から通報されたとき若しくはそれらの情報を入手したときにも、これを準用する。

## 第8章 匿名加工情報の取扱い等

(匿名加工情報の作成)

第32条 管理者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように当該個人情報を加工しなければならない。

2 管理者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための安全管理措置を講じなければならない。

3 管理者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第33条 管理者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第34条 管理者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第32条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の安全管理措置等)

第35条 管理者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第9章 雑則

(規程の解釈)

第36条 この規程の運用について疑義が生じた場合は、各委員会において決定する。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、学園委員会の議を経て統括責任者が定める。

(委任)

第38条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関する事項については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令により取り扱うものとする。

2 前項のほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。